

## 奨学生希望の皆様へ

公益財団法人 飯田育英財団  
代表理事 岩崎 吉春

公益財団法人 飯田育英財団は、学術優秀で心身健全でありながら経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給して社会に寄与する人材を育成することを目的として設立された公益法人です。

### 当公益財団法人の主な事業

1. 優秀な生徒に対し奨学金を給付する。
2. 奨学生の生活指導

奨学金の給付を受けるための手続き等について、下記を理解されたうえで手続き下さい。

### 1. 奨学生の資格

- (1) 東京都内に在住している者の子女で高等学校に在学し、学術優秀かつ心身健全でありながら経済的に困窮している者。
- (2) 学校が東京都内にある者。

### 2. 奨学金の支給額(月額)

高等学校生徒                      15,000円

### 3. 手続きに必要な書類

- (1) 推薦書 …高等学校長からのもの。
- (2) 奨学生願書 …本人記入のこと。
- (3) 身上書 …本人記入のこと。
- (4) 在学証明書 …学校発行のもの。

(5) 成績証明書 ……学校発行のもの。

(6) 生活近況報告書 ……本人又は、ご父兄記入のこと。

4. 書類提出期限 ……令和2年5月31日迄（消印有効）

5. 採用の決定 ……原則として書類提出期限後1ヶ月以内。

6. 採用になった場合

採用者には学校長等推薦者を通じてお知らせします。その際、誓約書等必要な書類を

送付しますので、記入・押印し、指定期日迄に送付又は、持参して下さい。

理由なく提出のないときは、採用が取り消されますのでご注意下さい。

7. 支給方法

原則として7月及び12月の年2回、それぞれ6ヶ月分支給します。

支給方法は、銀行振込といたします。奨学金の領収証は、必要ありません。

8. 奨学金の休止、停止

(1) 休止 …… 休学したとき、進級制度の学校においては、留年したとき。

(2) 停止 …… 以下の一に該当したとき。

ア. 傷疾、疾病のため成業の見込がないとき。

イ. 学業成績又は、操行が不良となったとき。

ウ. 休学、転学が適当でないとき。または東京以外の学校へ転校したとき。

エ. 経済的な環境が好転したとき。

オ. その他、奨学生として適当でなくなったとき。

## 9. 届け出及び報告の義務

(1) 届け出 …… 本人及び保護者連署の届け出

- ① 休学、転学、復学又は退学のとき(学校の証明書添付)
- ② 本人及び保護者の住所その他重要な事項の異動があったとき。

(2) 報告の義務

- ① 生活状況報告書 …… 年2回、4月20日と10月20日。 本法人に送付すること。
- ② 成績証明書 …… 毎年4月20日までに本法人に送付のこと。
- ③ 在学証明書 …… 毎年4月20日までに本法人に送付のこと。

※ ご提出いただきます個人情報につきましては、公益財団法人 飯田育英財団 個人情報取扱規程  
第7条の目的のみに利用させていただきます。

(書類送付先)

〒114-8501

東京都北区滝野川7丁目27番11号

公益財団法人 飯田育英財団

担当 板橋・坂入

電話 03-3916-1111